

そうた
H家(柏田町)聡太



【種類】MIX(オス2才)

皆のヒザの上が大好きな
超〜甘えん坊な男の子です♪

I家(田宮町)グラ



【種類】トイプードル(オス8才)

甘えん坊で寂しがりのやの食いしん坊、いつも家族のそばでお座りしています。

〈テーマ〉6月から熱中症に注意を！

6月に入り、暑くなる日も増えてきました。犬や猫は、人間とは気温の感じ方や体温調整の仕方が違い、人間よりも地表面に近い位置にいることから気づかぬうちに熱中症を発症し、体調を崩してしまうことがあります。愛犬、愛猫に異変があれば早めに対処し、動物病院を受診しましょう。

狂犬病予防注射の接種期限が延長されました

12月末まで

令和3年度4月の集合注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しましたが、狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により接種が義務付けられています。必ず動物病院で狂犬病予防注射を12月末(今年度限りの特例による延長)までに受けてください。

※飼い犬の健康状態等により接種ができない場合は、動物病院が発行する猶予証明書を環境政策課にご提出ください。

ペットの
写真
募集中!

投稿者の氏名・住所・電話番号と、ペットの名前(ふりがな)・種類・性別・年齢・30〜40字の紹介コメントを記入の上、メールまたは封書でお送りください。【あて先】〒300-1292牛久市中央3-15-1「環境政策課わんにゃんこ」係
[E] kankyou@city.ushiku.ibaraki.jp ※封書の場合、写真は返却しません。※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。



消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ
相談日 月〜金曜日(午前9時〜正午/午後1時〜4時)
問 牛久市消費生活センター ☎ 830-8802

【景品表示法違反に関する情報提供先】

- ◆消費者庁ホームページ オンライン専用窓口
(景品表示法違反被疑 情報提供フォーム)
- ◆消費者庁表示対策課情報管理担当
☎03-3507-8800 (代表)
〈郵送先〉〒100-8958東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎4号7階



回答 商品やサービスについての、うそや大げさな表示を不当表示といい、景品表示法により禁止されています。

質問 インターネット通販のサイトを見ていたら「飲むだけで絶対に痩せる」と書かれたダイエット食品を見つけました。問題のある広告と思いますが、通報するところがありますか。

「飲むだけで絶対に痩せる！」
ネットで見つけたウソの広告

◆優良誤認表示
商品やサービスの品質や内容が「これは他と比べて非常に良いものだ」と消費者に思わせるうそや大げさな表示。

◆有利誤認表示

商品やサービスの価格や取引条件が「これは他と比べて非常にお得だ」と消費者に思わせるうそや大げさな表示。

◆その他誤認されるおそれのある表示

内閣総理大臣の権限により指定された、商品の原産国、不動産のおとり広告などの6項目が定められています。